

## 5. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書記入例

退職した時 ①～普通徴収へ切替～

### 給与支払報告 (特別徴収) に係る給与所得者異動届出書

年割額 54,700円		南風原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円	
6月分	5,200円		
7月分	4,500円		
8月分	4,500円		
9月分	4,500円		
10月分	4,500円		
11月分	4,500円		
12月分	4,500円		
1月分	4,500円		本人へ役場 から 納税通知書を送付 未徴収額 31,500円
2月分	4,500円		
3月分	4,500円		
4月分	4,500円		
5月分	4,500円		



南風原町長 殿		所在地 〒901-1111 南風原町字兼城〇〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号 5000000
令和 3 年 11 月 5 日提出		フリガナ カブシキガイシャ ハエバルショウジ	所属 人事課
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社 南風原商事	氏名 大城 花子
フリガナ ハエバル タロウ		個人番号 又は法人番号	電話 098-888-×××× 内線(123)
フリガナ	ハエバル タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額
氏名	南風原 太郎	54,700 円	23,200 円
生年月日	昭和・平・令 51 年 8 月 1 日	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	31,500 円
個人番号		異動年月日	令和3 年 10 月 31 日
受給者番号	5516	異動の事由	1 退職・長 2 転職・長 3 死亡 4 合併・解 5 支払少額・不定 6 合併・解 7 その他 (事由・理由)
1月1日現在の住所	南風原町字兼城〇〇番地	異動後の住所	同上
1月1日現在の住所	同上	異動後の住所	同上
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) □ 右から 番号を記入 1. 必要 2. 不要
所在地	担当者 連絡先	所属	
フリガナ	氏名	電話	
氏名又は名称	内線( )		
2. 一括徴収の場合		徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
理由	1. 異動が令和 3 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 3 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円
			左記の一括徴収した税額は □ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	1. 異動が令和 3 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和 3 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

## 5. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書記入例

退職した時 ②～一括徴収へ切替～

年割額		南風原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
6月分	5,200円	
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	
一括徴収 済額 31,500円		



**給与支払報告 (特別徴収) に係る給与所得者異動届出書**

南風原町長 殿 令和 3 年 11 月 5 日 提出		所在地 〒901-1111 南風原町字兼城〇〇〇番地		特別徴収義務者 指 定 番 号 00600777	
		フリガナ カブシキガイシャ ハエバルショウジ		所属 人事課	
氏名又は名称 株式会社 南風原商事		担 連 当 絡 先 者		氏名 大城 花子	
個人番号又は法人番号		電話 098-888-XXXX 内線 (123)			
フリガナ ハエバル タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 54,700 円	(イ) 徴収済額 23,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 31,500 円	異 動 年 月 日 令和3 年 10 月 31 日
氏 名 南風原 太 郎		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
生 年 月 日 (昭)・平・令 51 年 8 月 1 日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		1. 退職・長 2. 退職・長 3. 退職・長 4. 退職・長 5. 退職・長 6. 退職・長 7. 退職・長 8. 退職・長 9. 退職・長 10. 退職・長 11. 退職・長 12. 退職・長 13. 退職・長 14. 退職・長 15. 退職・長 16. 退職・長 17. 退職・長 18. 退職・長 19. 退職・長 20. 退職・長 21. 退職・長 22. 退職・長 23. 退職・長 24. 退職・長 25. 退職・長 26. 退職・長 27. 退職・長 28. 退職・長 29. 退職・長 30. 退職・長 31. 退職・長 32. 退職・長 33. 退職・長 34. 退職・長 35. 退職・長 36. 退職・長 37. 退職・長 38. 退職・長 39. 退職・長 40. 退職・長 41. 退職・長 42. 退職・長 43. 退職・長 44. 退職・長 45. 退職・長 46. 退職・長 47. 退職・長 48. 退職・長 49. 退職・長 50. 退職・長 51. 退職・長 52. 退職・長 53. 退職・長 54. 退職・長 55. 退職・長 56. 退職・長 57. 退職・長 58. 退職・長 59. 退職・長 60. 退職・長 61. 退職・長 62. 退職・長 63. 退職・長 64. 退職・長 65. 退職・長 66. 退職・長 67. 退職・長 68. 退職・長 69. 退職・長 70. 退職・長 71. 退職・長 72. 退職・長 73. 退職・長 74. 退職・長 75. 退職・長 76. 退職・長 77. 退職・長 78. 退職・長 79. 退職・長 80. 退職・長 81. 退職・長 82. 退職・長 83. 退職・長 84. 退職・長 85. 退職・長 86. 退職・長 87. 退職・長 88. 退職・長 89. 退職・長 90. 退職・長 91. 退職・長 92. 退職・長 93. 退職・長 94. 退職・長 95. 退職・長 96. 退職・長 97. 退職・長 98. 退職・長 99. 退職・長 100. 退職・長	
個人番号					
受給者番号 5516		1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
1 月 1 日現在の住所 南風原町字兼城〇〇番地		新 規 法人番号		受給者番号	
異 動 後 の 住 所 同 上		所 属 氏 名 電 話 内 線 ( )		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) □ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
1 月 1 日現在の住所 南風原町字兼城〇〇番地		2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は □ 月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。	
異 動 後 の 住 所 同 上		1. 異動が令和 3 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定日 12 月 10 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 31,500 円	
異 動 後 の 住 所 同 上		3. 普通徴収の場合		理由 □ 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

## 5. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書記入例

### ③転勤の場合

年割額		54,700円
月割額		
6月分	5,200円	南風原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	那覇商事で 11月から 徴収 金額31,500円
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



### 給与支払報告 (特別徴収) に係る給与所得者異動届出書

南風原町長 殿		令和 3 年 11 月 5 日 提出	所在地 〒901-1111 南風原町字兼城〇〇〇番地	フリガナ カブシキガイシャ ハエバルショウジ	氏名又は名称 株式会社 南風原商事	個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 指定番号 00600777	所属 人事課	氏名 大城 花子	電話 098-888-×××× 内線(123)															
フリガナ	ハエバル タロウ	氏名	南風原 太郎	生年月日	昭和 51 年 8 月 1 日	個人番号		受給者番号	5516	1月1日現在の住所	南風原町字兼城〇〇番地	異動後の住所	同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	54,700 円	(イ) 徴収済額	6 月から 10 月まで 23,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	11 月から 5 月まで 31,500 円	異動年月日	令和 3 年 10 月 31 日	異動の事由	2 1. 退職・長 2. 転職・長 3. 欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	90124583	新規	法人番号		所在地	〒 那覇市久茂地〇-〇-〇	フリガナ	カブシキガイシャ ナハショウジ	氏名又は名称	株式会社 那覇商事	担当 者 連 絡 先	所属	総務部	氏名	那覇 一雄	電話	098-888-×××× 内線(303)	新しい勤務先へは、月割額 4,500 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																		
3. 普通徴収の場合	理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄																						

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)